

独立行政法人気象研究所法案要綱

第一 総則

一 研究所の目的

独立行政法人気象研究所（以下「研究所」という。）は、気象業務に関する技術に係る試験、調査、研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うことにより、気象業務に関し、その健全な発達に資する技術の向上を図り、もって災害の予防、交通の安全の確保及び産業の発展に寄与することを目的とする。

（第三条関係）

二 資本金

研究所の資本金について所要の規定を設けること。

（第五条関係）

第二 役員及び職員

一 研究所の役員の数、職務及び権限、任期等について所要の規定を設けること。

（第六条から第八条まで関係）

二 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を、その職を退いた後も含めて漏らし、又は

盗用してはならないものとする。

(第九条関係)

三 研究所の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすものとする。

(第十条関係)

第三 業務等

一 業務の範囲

研究所は、第一の一の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

- 1 気象業務に関する技術に係る試験、調査、研究及び開発を行うこと。
- 2 1に掲げる業務に係る成果を普及すること。
- 3 1の技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
- 4 1から3に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(第十一条関係)

二 積立金の処分

研究所の積立金の処分について所要の規定を設けること。

(第十二条関係)

第四 主務大臣等

研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とすること。

(第十三条関係)

第五 特に必要な場合の気象庁長官の要求

気象庁長官は、気象、地象又は水象に係る異常な現象が発生した場合において、災害の予防、交通の確保及び産業の発展のため特に必要があると認めるときは、研究所に対し、第三の一の1又は2の業務のうち必要な業務の実施を求めることができるものとする。

(第十四条関係)

第六 罰則

所要の罰則規定を設けること。

(第十五条及び第十六条関係)

第七 附則

一 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二十一年四月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 経過措置

職員の引継ぎ等、研究所職員となる者の職員団体についての経過措置、権利義務の承継等について所要の規定を設けること。

（附則第二条から第九条まで関係）

三 関係法律の整備

関係法律について所要の整備を行うこと。

（附則第十条から第十二条まで関係）